議案第72号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記のとおり 市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路線名	延 長 m	幅 員 m	起点	終点	重要な経過地
2 1 7 6 7 号線	13 98	1 82	さいたま市見沼区大 字膝子字中道785 番地先	さいたま市見沼区大 字膝子字中道767 番1地先	
4 0 9 6 3 号線	26 73	1 82	さいたま市西区大字 ニツ宮字窪田192 番地先	さいたま市西区大字 二ツ宮字窪田187 番1地先	
4 1 0 4 6 号線	333 59	3 64	さいたま市西区大字 二ツ宮字江川 2 0 8 4番3地先	さいたま市西区大字 二ツ宮字江川208 2番1地先	